

# 令和6年度第2回香川地方最低賃金審議会議事録

令和6年7月19日（金）  
高松サポート合同庁舎  
7階共用702会議室

出席者 公益代表委員 東、柴田、高塚  
労働者代表委員 立石、土田、中村、三屋  
使用者代表委員 井出、奥田、白石、棚次、檜垣

議 題 (1) 香川県最低賃金改正に対する意見について  
(2) その他

## ○賃金室長

それでは定刻になりましたので、ただ今から令和6年度第2回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は御多忙の中、また大変暑い中、香川地方最低賃金審議会に御出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

本日は、籠池委員と春日川委員と廣瀬委員が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上の12名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴人として2名の方が傍聴されております。

まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、資料 No. 1 第 55 期香川地方最低賃金審議会委員名簿。

資料 No. 2 から 6 ままでが意見書となっております。資料 No. 2 は日本労働組合総連合会香川県連合会からです。資料 No. 3 は香川県労働組合総連合、資料 No. 4 は香川県労働組合総連合女性部、資料 No. 5 は香川県経営者協会、資料 No. 6 は香川県タクシー協同組

合からとなります。

資料 No. 7 は香川地方最低賃金審議会運営規程、資料 No. 8 が第 55 期香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿でございます。不足等はありませんでしょうか。

ここで、使用者代表委員の交代がありましたので、ご紹介いたします。

渡部委員が令和 6 年 7 月 17 日付けで退任されまして、新たに 7 月 18 日付で檜垣委員にご就任いただいております。

檜垣委員、ご挨拶をお願いいたします。

#### ○ 檜垣委員

昨日付で委員に任命されました今治造船の檜垣と申します。今言われましたように渡部の後任になります。皆さんの貴重な意見を聞きながら、香川県の労働者並びに企業がウィンウィンの関係を築けるように少しでも努力していきたいと思っておりますので、皆さんよろしくをお願いいたします。

#### ○ 賃金室長

ありがとうございました。それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

#### ○ 柴田会長

はい。それでは、本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

では、議題（１）の「香川県最低賃金改正に対する意見について」に入ります。

事務局より説明をお願いいたします。

#### ○ 賃金室長

着座にて説明させていただきます。

関係労使の意見聴取につきましては、7月2日に開催されました第1回の本審においてご承認いただいた「最低賃金の審議の進め方等について」の中で、「専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。」と規定されております。従来、関係労使から提出された意見書を審議会の資料として配付させていただいております。

第1回本審において、香川県最低賃金の改正決定についての諮問をさせていただき、同日「地域別最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」を行いましたところ、労働者側から日本労働組合総連合会香川県連合会会長、香川県労働組合総連合議長、香川県労働組合総連合女性部長、使用者側から香川県経営者協会会長、香川県タクシー協同組合理事長からそれぞれ意見書の提出がございました。

先ほどご確認いただきました資料 No. 2 から 6 でございます。No. 2 から 4 は労働者側から、No. 5 から 6 は使用者側からのものがございます。

よろしく願いいたします。

#### ○柴田会長

はい、それではこの意見書について、慣例により労使の順に各側から説明と補足をお願いいたします。それぞれ時間は、1 関係団体につき 10 分以内とさせていただいておりますので、時間厳守でお願いいたします。

まず、資料 No. 2 についての説明を、日本労働組合総連合会香川県連合会からお願いいたします。

#### ○立石委員

はい、それでは会長に代わりまして、立石が意見書の方をご説明させていただきます。

本日は貴重な時間をいただきましてありがとうございます。私どもの基本的な考え方から説明させていただきます。3点あります。

まずは日本経済の自立的成長に向けて、人への投資、まずはこれが不可欠であるということであります。そのためには最低賃金の引き上げ、ここは重要なところでございます。そしてその水準は生存権を確保した上で、働く労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準とすべきである。

丸の二つ目、2023年度の改定ということで全国平均、昨年度は1004円でありました。連合が掲げる誰もが時給1000円、これにはまだ香川県では到達していないということでありますので、早期の到達を目指していきたいと考えております。

丸の三つ目、地域別最低賃金の地域ごとの金額差にあります。ここにつきましては対岸の隣県、そして都市部、ここですね。やっぱり働き手が多く流出しているということもありまして、地域間の額差の縮小を目指していきたいということを中心に考えています。

ローマ数字のⅡ、2024最低賃金審議会における主張のポイントでございます。ポイントを以降7つにおいて考えておりますので、よろしく願いいたします。

まずは、みんなで賃上げ。ステージを変えようということで、まずは意識を変える。皆さんそれぞれの立場があろうかと思えますけれども、賃金は上がっていくんだっていうふうな考えをやはり持つておかないと賃金っていつまでたっても上がらんなあということはおもうやめましょうというステージの転換点、そしてもう上がっていくということをお頭の中心に入れていくという重要なポイントではあるということであります。

今年度連合が取り組みました春季生活闘争の中ではですね。最終集計になりますけれども、平均賃金方式で15,281円、率にしまして5.10%。そして有期・短時間でありましてけれども、これは俗に言いますと非正規労働者のとこの時給であります。62.7円、率にし

まして 5.74%という金額、そして率になったということで大きな転換点となったということでございます。

この賃上げの成果を未組織の労働者を含めて、全体に波及させるんだという思いで取り組んでいきたいと思っております。

そしてその下2ポツの大幅な水準引き上げをめざすということでありまして、地域別最低賃金は生存権を確保した上で、労働対価としてふさわしいナショナルミニマムであります。まずは香川県におきまして1000円以上への引き上げをまずは目指したいというふうに考えておりまして、その中ではですね、私どもはやっぱり見ておりますのは、外部労働市場における募集賃金、この実態、そして高卒初任給、ここも最近この取り組みにおいて上げてきたところでもありますので、そういったところの均衡も考えた上で、連合のリビングウェイジ、私どもの思っている生活を基準とした考える金額でありますけれども、リビングウェイジ、そして貧困の物差しとして使われています相対的貧困ライン、この後ご説明いたしますけれども、こういったところを重視して、到達を目指していきたいと思っております。

3ポツになります。地域別最低賃金ほどですね、額差の是正を目指していきたいという考えであります。基本的な考え方を述べさせていただきますと、やはり、香川県と都市部、こういったところの労働力を流出させないという観点、そして地方の中小零細企業の事業継続、そして発展の厳しさ、拍車の一因となっているということでもあります。やっぱりそこに労働力がない限りは、経済も成り立たないということでございますので、ここに目標を置いていきたいと思っております。

その中では政府も6月7日に示しましたとおりであります。欄外に書いておりますが、そういったところを取り組み、新しい資本主義の実現の会議、そして地域別最低賃金の最高額に対する考え方、こういったところについてもですね、引き上げていきたいと思っております。昨年度の地賃の審議、ここがちょっと私どもの考える重

要なポイントになっています。

結果が昨年のところでは比べますとCランクの引き上げ率が額とともに、A、B上位ランクを上回ってきているというこの現実、例を出しますと、徳島県では同じ8月5日にプラス1円を出して、「やったー1円出した。粘ったんだ。」ということであの安堵する間もなく下位のCランクの県が7円、8円上げてきたということで、全国から最低、下から数えて二番目ですね。徳島がなった。もうこういった状態をもう今、現実にあるんだということを考えていただいた上で、香川県の今の918円を下から数えた方が早いし、Cランクにもう既に飲み込まれている状況を考えた上で、やはりBランク位置する総合指数でも中位以上にある香川県ということになりますと必然的に中央目安を上回る金額を目指していきたいと私どもは思っております。

次のページ移りまして4ポツ、物価を上回る最低賃金の引き上げ、これ生計費になるんですけれど、やはり今消費者物価指数が上がってきております。政府の示す指数の中ではもう3%。高水準で推移しているというのが見られております。そして、私どもとしましては、やっぱり最低賃金近傍で働く方、これを糧とする労働者の生活は昨年以上に苦しくなっている。私どもの連合総研が勤労者の短観をまとめましたけれども、やはり世帯の年収が低い層ほど一年前と比較しまして、現在のところ暮らしが悪化しているという評価をしています。いずれにしても、年収が低いところには支出を切り詰めて、そして世帯年収の低いところがそういった傾向にあるということでございます。やはりここは物価を上回る最低賃金の引き上げが必要であるということでもあります。

そして、次の5ポツになります。人手不足とか、募集賃金といったところの観点からして、やはり、その引き上げ額を求めていくべきではないかというところを書かせていただいております。

二段書き目にありますけれども、人材獲得のため多くの企業は初任給を引き上げてきたという実績、今年は18万5056円と、率にし

まして 5.71%増えてきたということではあります。ですので、最低賃金を引き上げ、雇用の維持、そういったところは相反しないことということで、企業はそういう必ずしも最低賃金を上げたことで倒産しているということではないということが、下の欄外にも書いております。

人口の流出や人出不足などが顕著な地域、中小零細事業所において、人材不足、人材確保、定着との関連からも、ここはやっぱり最低賃金の引き上げは急務であるというふうに考えております。

6 ポツ。中小零細企業の引き上げを出来る環境づくりであります。ここは例年取り組んできているところでもありますけれども、私どもとしましてもこれまでどおり通常の賃金支払い能力については問題ないという要素は一つあるんですが、他方ということで書いております。

中小零細事業所への賃上げのためということで、こういった底上げの観点から労務費に適切な転嫁、こういったところの価格交渉の関する指針こういったところを広めていく、パートナーシップ構築宣言、そういったことを普及促進こういったというふうに取り組んでいくべきではないかというふうに考えております。

最後になりますけれども、令和6年度の香川地方最低賃金審議会の改正審議において香川の最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視し、生活水準維持向上、そういった観点並びに賃上げ、消費者物価の上昇などを考慮した上で、香川地方最低賃金を引き上げていきたいと考えております。

添付資料といたしまして、私どもの春季生活闘争の状況、そしてリビングウェイジを添付しております。

また、今後専門部会の中で私どもの中期計画、これは国際基準に則った指針を作っております。こういったところをお示ししながら、専門部会に取り組みたいと考えています。以上で私どもの意見書の説明を終わらせていただきます。

○柴田会長

はい、ありがとうございました。次に、資料 No. 3、4 についての説明を、香川県労働組合総連合からお願いします。

○香川県労連藤澤事務局長

ありがとうございます。私共の議長の十河に代わりまして、事務局長であります藤澤の方から説明させていただきます。

また、女性部の意見書についても、私の方から一緒に説明をさせていただきます。

まず資料3番目の1ページ目のところですね。「前文」と書かしてもらっておりますが、これが私共から出さしてもらった意見書の主文的な部分になっております。基本的には私ども大きく分けて3つの話を全国的にも要望しております。

全国一律最低賃金制度の実現と他国に比べて低すぎる最低賃金額の改善をすること、それから中小企業支援策の抜本的強化を図っていただくこと、そうしなければ最低賃金を引き上げることができない状況にあるということです。これについては全国的に進めている運動の話であって、香川地方だけに押し付けるつもりもありませんが、ただ現状の物価高騰が止まらない現状において、物価高騰から労働者の生活を守るためにも、最低賃金の引き上げを最優先に考えて欲しいということがあります。

それも最低賃金法第1条の目的を達成するためには、「労働者の生活の安定と労働力の質的向上及び事業の公正な取引の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」という部分に重きを置いて考えるならば、やはり香川県の最低賃金は今、低すぎる状況にあると私ども考えています。

それもここ近年の香川県最低賃金審議会で決められた額が、他の県に対しても低すぎる状況にあるので、格差が付いてきているというふうに考えております。

2ページ目の表の中の簡単な説明になりますが、2ページ目は



2007年から2020年度の13年間での各地方最低賃金審議会で決められた額の上昇率とか上昇額を書いております。この間には、中央最低賃金審議会の政策的思惑もあって、地域間格差を一部上げるという形で12から13県ほど格差を縮めるために上げてもいいよというような部分も出されました。それがために東京なんかは274円も13年間で上げているのに対して、一番最低の沖縄県では174円しか上げていない。このような状況が起こっている。結果的には、地域間格差が121円から221円まで大きく離されているという状況があります。

他の県が黙っていること自体も問題があるんですけど、その中で格差を他の県があれだけ上げるんだったらこっちも上げないかんという形で上げていった県はある程度追いついたり、途中で順位を引き上げたりしています。安穩としていた県が順位を下げる結果になっています。

たまたま香川県からそれ以下の県との差異から比べれば、香川県は順位を一位下げただけで済んでおりました。ただし、ここ3年間、2020年から2023年までの間、比較を見ていると、香川県は最低賃金審議会が示した目安額、ほぼどおりの賃上げしか行っておりません。それがために、もうほとんど、今まではCランクだった島根県との差異が14円しかなくなってるんです。はっきり言いまして、島根県は去年7円上げました。2年経ったら追い抜かれる可能性があります。そういう状況に来ているということをもう一度考え直して欲しいと思っております。

それと3ページ目から下に書いている消費者物価指数を考慮した引き上げが是非とも必要だということを書いております。

4ページ目の一番上の小さい表が載っておりますが、標準生計費が最高額の東京と最低額の鹿児島県との格差は1割もありません。要は1割未満の中に物価指数から見れば全部の県がひしめき合っている状況なんですよ。それが労働者の生活の実態、生活していかなければならない実態を表しているというふうに思っています。

ただし、日本の最低賃金は地域ごとにあまりにも格差がつき過ぎていると思います。

2020年度物価指数を2010年から今年まで全て物価指数を反映させたらどうなるかということはこのページの下の方、表3の方にまとめておりますが、この中でいったら、2010年から2019年までは最低賃金額が反対に物価変動を還元した額よりも高い状況が生まれています。これは政府が政策金利を抑えたがために物価の上昇がほとんどなかったということが、むしろ物価が下がっていた状況を示していると思います。しかし、2020年度からはもう日本の政策金利は世界の時代遅れになっていて、今の円安ドル高が止められない。また、物価上昇を止められない状況が生まれています。

2020年以降は全て物価指数を反映した最賃額の方が上になってきています。そのことを考えれば、物価指数を反映した最低賃金に全然到達していない状況が生まれております。これらの3年間の累積額を換算していくと、今の時点で100円余り。去年の最低賃金額等ですね。100円余り引き上げないと物価指数に追いつかない物価高騰に追いついていない状況が生まれてきていることになります。是非とも今年は100円を引き上げることを目安に考えていただきたいなというふうに思います。

後5ページ目から6ページ目まで、また7ページの上の段までは今までも言ってきた話の中をかいつまんで載せているだけです。

今まで言ってきた主張と変わりはありませんので、また読んでいただきたいなと思います。また、7ページの上の中小企業支援策の抜本的な強化をというところでは、やはり香川地方の特色のある改善意見を出してもらいたいと思います。是非とも。そうしないと物価高騰に企業側も耐えられなくなると思います。

お隣の徳島県、去年引き上げ額41円で、最低ランクに落ちてしまったということが、連合の意見の中にも書かれておりましたが、ただし、徳島県は使用者側、労働者側、公益委員含めて、瀬戸内海

を渡すための瀬戸大橋の通行料をどうにか全国並みに引き下げて欲しいという意見を出しておられます。これは徳島県の意向でもあったというふうに聞いております。そういうことをきちっと反映することが重要ではないかな。それによって、四国の整備局とか運輸局なんかも、その意見の話を聞いて上にきちっと伝えますという話を返してくれています。

ところが、香川県も同じような意見ではやはり特色がない。その徳島県は今年、徳島県の知事が、徳島の審議会に対して意見陳述も行われたようです。やはりそこまでする気があるかないかで変わってくるというふうに思っております。香川県知事がここまでやってくれるかどうかわかりませんが、私どもは今後要請をしていくつもりでおります。

最後になりますけれども、香川県の最低賃金やっぱり引き上げて欲しい。どうしても最低賃金法の第1条の目的を達成するために、是非とも香川県の最低賃金審議会の方でも十分な意見を議論し合ってもらってやっていただきたいなと思います。

それと女性部の方は、まあ言うたら香川県の民意を示すことを少し書かせてもらっています。あの私ども街頭とか駅頭とかで署名やアンケートもいろいろ取らせてもらっておりますが、その一票シール投票というのを今年3か所ほどでやらせてもらいました。その中の集計結果から見ても、今の香川県の最低賃金低すぎる。私たちは1500円を求めているということを主張したら、そのことに対して賛成だとする方が99%に上りました。そういうような民意の状況だということもお考えいただきたいなと思っております。

それを申し上げて、香川県労働組合総連合の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○柴田会長

はい、ありがとうございました。次に資料 No. 5、6 についての説明を香川県経営者協会からお願いします。

○白石委員

はい、香川県経営者協会の白石です。私から資料5につきましてご説明させていただいて、資料6につきましては、代読という形でご説明させていただきます。

まず、現下の景気の状態でございますけども、政府とか日銀のデータを示させていただいております、月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料によりますと、6月の段階では「景気は、このところ足踏みも見られるが緩やかに回復している」としておりますが、昨年10月では「緩やかに回復している」という表現でした。

昨年11月以降に「このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している」というふうに下方修正。2月以降は「このところ足踏みも見られるが、緩やかに回復している」さらに下方修正して、現在に至っております。この先行きにつきましては、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、欧米における高い金利水準の影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れ、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等がリスク要因として挙げられております。

4月29日に日本政策金融公庫、これは中小企業を相手にした銀行さんですけども、全国中小企業動向調査では、従業員20人以上の中小企業の景況感は持ち直しの動きが見られるってありましたけども、従業員20人未満の小企業の景況感は、「持ち直しの動きに足踏みが見られる」になりまして、前回調査よりも下方修正されております。右肩上がりではあるものの、そのカーブの角度が緩くなっているということを示しております。

県内企業の景気の状態ですけども、日本銀行高松支店、6月の金融経済概況で「香川県の景気は持ち直しのペースが鈍化している」と報告。景気判断を2年4カ月ぶりに引き下げております。

賃上げの動きがあるものの個人消費の持ち直しの勢いに一服感があるとの判断からでございます。また、同支店が7月に発表した

6月の企業短期経済観測調査、短観というやつでは、県内企業の業況判断指数は全産業で3月の前回調査よりも5ポイント下落して、プラスは維持しておりますが、3期ぶりに悪化しております。また、3カ月後の見通しでも、全産業で2ポイント下落しております。価格転嫁の遅れに加え、人手不足による需要の取りこぼしなどの懸念が指摘されております。

2024年の見通しですけれども、売上高は全産業で前年比2.5%増ですが、経常利益は全産業で9.8%減。販売価格の引き上げなどで増収を見込むものの原材料価格や人件費の上昇などから減益予測となっております。

それから四国新聞、地元の新聞社が5月から6月にかけて、県内の200社を対象に行った景気動向アンケートによりますと、景気の現状について「緩やかに拡大」と回答した企業は26.5%、約4分の1ですが、前年より6.8ポイント低下。「後退局面」との回答は18.6%で、前年よりも11ポイント上昇しております。2024年度の業績予想につきましては、売上高は伸びたもののコスト上昇分がそれを上回り、経常利益の予想では「大幅増加、あるいは増加」との回答は35.8%で前年より23.3ポイント低下しております。以上、日本銀行の調査結果とほぼ同様に景況感としては良くないという状況だと判断しています。

2つ目ですが、企業物価指数の推移について報告いたします。日本経済をデフレから脱却させるために物価上昇を上回る所得水準の引き上げが主張されておりますが、物価上昇に悩まされているのは消費者だけでなく企業も同じであります。

企業間で取引される商品サービスの価格を指数化した企業物価指数、従前は卸売物価指数と言っておりましたけれども。見ますと2020年平均を100とすると2023年4月で120、その後は横ばいを続けていたものの、2024年になり再び上昇しております。6月時点では122.7となっております。

3つ目、価格転嫁の状況です。上記のように企業物価が上昇し続

ける状況では、適宜適切な価格転嫁が行われることが求められますが、現状においては各種調査結果が示すとおりで、特に人件費、労務費の価格転嫁が行われる環境整備はまだまだ不十分であると認識しております。

以下、全国調査として、商工会議所と中小企業庁の結果、香川県内の調査として、帝国データバンクと高松商工会議所の調査結果を掲載しております。

総括して言いますと、価格転嫁の取り組みが広がりつつありますが、実際の価格転嫁率が増加しておりません。イコール、その分利益は減少しているということでございます。そして、原材料費の価格転嫁は認められる方向にはありますけども、人件費、労務費の価格転嫁は認められていないということが言えます。

発注側との価格交渉も進まず、たとえ価格交渉ができて発注数量が減らされる事例もあります。企業物価が上昇しても取引の上下の関係の中で価格交渉に取り組むしかない状況です。法律的な措置の下支えといったものが価格交渉にはありません。

企業はそこに理不尽さを感じております。企業が意地悪しているわけではありませんが、なぜ価格転嫁が進まないのかという話はまた別の機会に説明させていただきたいと思っております。

結びになります。以上説明いたしましたけども、景気はやや停滞気味で物価が上がっております。経済学の用語で言いますとスタグフレーションと言いますが、非常に良くない状況に日本は今あります。

長く続くデフレ状態から脱却するために成長と分配の好循環の実現に向けて取り組み、持続可能で活力ある経済社会を築いていくことが肝要であります。そのために賃金引き上げを行うことは望ましいと考えます。既に今次春季労使交渉において、余力のある企業は、「可処分所得の改善」や「戦略的な人材確保」の観点から初任給をはじめ、賃金水準を引き上げております。そういうデータも出ております。労働組合の要求よりも先んじて賃金の引き上げを行った

企業もあります。

一方で中小零細企業はそうした余力は少なく、物価上昇に伴う売上の減少により、賃金原資が確保できない状況にあります。大幅な最低賃金の引き上げによる人件費負担の増大が、特に人件費率の高い中小企業、零細企業の経営を圧迫して、企業の成長や雇用維持にマイナスの影響が生じることを懸念しております。

最低賃金の引き上げは、企業の業績や価格転換の状況に関係なく強制力を持って一律に適用されます。従いまして審議を進めるにあたりまして、自社の存続と雇用の維持を最優先として、懸命に努力している経営者の声を傾聴していただき、経営自体と離れた大幅な引き上げとならぬよう、最低賃金法が求める生計費、それから賃金水準、支払い能力に関する客観的なデータに基づく、慎重な審議により決することを強く求める次第です。

最後に、特に中小企業からの意見と思ひまして、香川県中小企業団体中央会からの意見を求める予定でしたけれども、間に合いませんでしたので、上部団体であります全国中小企業団体中央会から発出された文書を参考に添付させていただいております。

続きまして資料6の香川県タクシー協同組合からの申し出は私の方から代読させていただきます。

コロナ感染症の扱いが昨年5月から5類になったところではありますが、コロナ禍は我が国の国民生活および日本経済に重大な影響を与えております。地方創生の担い手であり、国民生活を支える地域公共交通機関のタクシーのエッセンシャルワーカーということになりますけれども、徐々に回復傾向にあるとはいえ、大変厳しい経営状態が続いております。

多くの従業員、事業者においては歩合給という賃金制度をとっております。営業収益の激減は直接最低賃金割りを引き起こすこととなりますので、その不足分を事業者が全額負担しなければならないという状況で、地域公共交通機関であるタクシー事業の経営基盤を

揺るがしかねない状況になっております。

また、令和3年頃から急激な燃料価格の高騰が始まっておりまして、事業経営に大きな負担となっているところでございます。つきましては、地域別最賃の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨に斟酌を賜りますとともに、タクシー業界の実情をご理解賜り、県最賃の改定にあたりましては、慎重の上にも慎重に審議を賜りますようお願いいたします。

ということでございます。

私からは以上です。

○柴田会長

はい、ありがとうございます。ただいまの労使各側の説明に何かご意見ご質問等がございますでしょうか。

特にございませんか、よろしいですか。

はい、特にご意見ご質問等ございませんので、議題の最後ですね。その他に移りたいと思います。

事務局から何かございますでしょうか。

○賃金室長

はい、7月に開催されました。第1回本審において資料 No. 7の香川地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、審議会に運営小委員会を設置していただきますとともに、資料 No. 8の運営小委員会委員名簿のとおり、7月2日付の委員を指名していただきましたが、使用者側の渡部委員が7月17日付で審議会委員を辞任されましたので、その後任について会長のご指名をお願いしたいと考えております。よろしく申し上げます。

○柴田会長

はい、それでは渡部委員の後任の使用者代表委員として、檜垣委員を指名させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。



はい、ありがとうございます。それでは資料 No. 8 香川地方最低賃金審議会運営小委員会委員名簿を本日から施行する新しい名簿と差し替えてください。

それでは資料 No. 7 の香川地方最低賃金審議会運営規程の第 3 条に基づき、ただいまお配りした運営小委員会委員名簿のとおり委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。他に事務局からございますでしょうか。

○賃金室長

この後、委員の皆様は連絡事項ございますので、この場に残っていただきますようお願いいたします。

○柴田会長

それでは、用意した議題は終わりましたが、他にご発言等ございませんでしょうか。

なければ第 2 回本審を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

――了――